

浅口市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

令和6年6月26日

条例第17号

浅口市議会議員政治倫理条例(平成24年浅口市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「一切の関与をしないこと」を「市民に疑惑の念を生じさせないこと」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、その他誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、又は不快にさせる行為をしないこと。

第5条中「地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者」を「議員の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)」に改める。

第6条第1項中「議会運営委員会に審査請求の適否を諮り、その結果審査請求が適当と認められたときは」を「これを審査するため」に改め、同条第2項中「議会運営委員会に諮って」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「対象議員」を「当該審査の対象となる議員(以下「対象議員」という。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「、また」を削り、同項を同条第5項とする。

第11条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(議長職務の代行)

第12条 議長が対象議員になったときは副議長が、議長及び副議長がともに対象議員になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

第10条中「議会運営委員会に諮り」を削り、同条を第11条とする。

第9条第1項中「議長が審査請求を受けた日」を「審査会が設置された日」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(ハラスメントに対する措置)

第7条 議長は、議員によるハラスメントに関する申出があったときは、迅速かつ適切に解決するよう必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、前項の事実関係を調査するため、審査会を設置し、付託することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。